



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)  
号外第 43 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 訓 令	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (8) (福利厚生室) . . . . . 2
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (9) (〃) . . . . . 6
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (10) (〃) . . . . . 10
	鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令 (11) (統計課) . . . . . 12

# 訓 令

## 鳥取県訓令第8号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>（返戻）</p> <p>第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。</p> <p>（1）被服のき損等により新たな被服の交付が必要となったとき。</p> <p>（2）使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられる等により被服の交付を必要としない事由が生じたとき。</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">被服の交付を受ける職員</th> <th style="width: 20%;">品目</th> <th style="width: 10%;">標準 員 数</th> <th style="width: 10%;">標準 使用 期間 (月)</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="border: none;">1 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち集中業務課に勤 務する職員</td> <td style="border: none;">運動服(上衣)</td> <td style="border: none;">1</td> <td style="border: none;">36</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">運動服(ズボン)</td> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">48</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">盛夏シャツ</td> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">48</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">盛夏ズボン</td> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">48</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ヤッケ</td> <td style="border: none;">1</td> <td style="border: none;">60</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table>	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考	1 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち集中業務課に勤 務する職員	運動服(上衣)	1	36		運動服(ズボン)	2	48		盛夏シャツ	2	48		盛夏ズボン	2	48		ヤッケ	1	60		<p>（返戻）</p> <p>第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。</p> <p>（1）被服のき損等により新たな被服の交付が必要となった場合</p> <p>（2）使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられた場合</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">被服の交付を受ける職員</th> <th style="width: 20%;">品目</th> <th style="width: 10%;">標準 員 数</th> <th style="width: 10%;">標準 使用 期間 (月)</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="border: none;">1 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち指導管理課に勤 務する職員</td> <td style="border: none;">運動服(上衣)</td> <td style="border: none;">1</td> <td style="border: none;">36</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">運動服(ズボン)</td> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">48</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">盛夏シャツ</td> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">48</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">盛夏ズボン</td> <td style="border: none;">2</td> <td style="border: none;">48</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">ヤッケ</td> <td style="border: none;">1</td> <td style="border: none;">60</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table>	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考	1 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち指導管理課に勤 務する職員	運動服(上衣)	1	36		運動服(ズボン)	2	48		盛夏シャツ	2	48		盛夏ズボン	2	48		ヤッケ	1	60	
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考																																																	
1 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち集中業務課に勤 務する職員	運動服(上衣)	1	36																																																		
	運動服(ズボン)	2	48																																																		
	盛夏シャツ	2	48																																																		
	盛夏ズボン	2	48																																																		
ヤッケ	1	60																																																			
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考																																																	
1 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち指導管理課に勤 務する職員	運動服(上衣)	1	36																																																		
	運動服(ズボン)	2	48																																																		
	盛夏シャツ	2	48																																																		
	盛夏ズボン	2	48																																																		
ヤッケ	1	60																																																			

	布製短靴	1	36				
	ゴム製半長靴	1	24				
2 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち総合事務所に勤 務する職員	作業服（上衣）	2	36				
	作業服（ズボン）	3	24				
	作業服（夏ズボン）	2	24				
	盛夏シャツ	2	24				
	エンカ服	1	36				
	防寒服	1	36				
	防寒ズボン	1	36				
	ジャンパー（上衣及 び顔巾）	1	36				
	雨合羽（上衣、ズボ ン及び顔巾）	1	12				
	ゴム製半長靴	2	24				
	安全靴	1	24				
	防寒靴	1	36				
	ヘルメット	1	24				
	布製短靴	1	24				
3 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち集中業務課及び 総合事務所以外の機 関に勤務する職員で トラック又は大型特 殊自動車若しくは小 型特殊自動車を運転 するもの	略						
4 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち集中業務課及び 総合事務所以外の機 関に勤務する職員で トラック又は大型特 殊自動車若しくは小 型特殊自動車を運転 するもの以外のもの	作業服（上衣）	2	36				
	作業服（ズボン）	2	36				
	盛夏シャツ	2	48				
	盛夏ズボン	2	48				
	ヤッケ	1	60				
	防寒服	1	60				
	防寒ズボン	1	60				
	雨合羽	1	60				
	布製短靴	1	24				
	ゴム製半長靴	1	24				
2 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち指導管理課以外 の機関に勤務する職 員でトラック又は大 型特殊自動車若しく は小型特殊自動車を 運転するもの	略						
3 車庫長、副車庫長 及び現業技術員の職 務に従事する職員の うち指導管理課以外 の機関に勤務する職 員でトラック又は大 型特殊自動車若しく は小型特殊自動車を 運転するもの以外の もの	作業服（上衣）	2	36				
	作業服（ズボン）	2	36				
	盛夏シャツ	2	48				
	盛夏ズボン	2	48				
	ヤッケ	1	60				
	防寒服	1	60				道路技術の業務 に従事する職員 に限る。
	防寒ズボン	1	60				道路技術の業務 に従事する職員 に限る。
	雨合羽	1	60				道路技術の業務 に従事する職員 に限る。
	布製短靴	1	24				
	ゴム製半長靴	1	24				
	給食用白衣（上衣及	2	72				皆成学園に勤務



					布製短靴	1	24	
					ゴム製半長靴	1	36	
7 機械技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48		8 機械技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48
	作業服(ズボン)	2	36			作業服(ズボン)	2	36
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48
	布製短靴	1	24			布製短靴	1	24
	ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36
					9 現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)、調理師及び調理員の職務に従事する職員(男子)	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24
						作業服(ズボン)	2	24
						盛夏ズボン	2	48
						ゴム製半長靴	1	12
					10 現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)、調理師及び調理員の職務に従事する職員(女子)	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24
						作業服(ズボン)	2	24
						盛夏ズボン	2	48
						ゴム製半長靴	1	12
8 略					11 略			
9 略					12 略			
10 略					13 略			
11 略					14 略			
図 略					図 略			

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第9号**

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
（返戻） 第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。 （1） 略 （2） 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられる等により被服の交付を必要としない事由が生じたとき。					（返戻） 第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。 （1） 略 （2） 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられたとき。				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考
略					略				
循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入	作業服(上衣)	1	36	循環型社会推進課	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入	作業服(上衣)	1	36
		作業服(夏上衣)	1	36			作業服(夏上衣)	1	36
		作業服(スポン)	1	36			作業服(スポン)	1	36
	検査の業務に従事する職員	安全靴	1	36		検査の業務に従事する職員	安全靴	1	36
くらしの安心	計量担当の職員のうち計量器等の検査	作業服(上衣)	2	60	くらしの安心	計量担当の職員のうち計量器等の検査	作業服(上衣)	2	60
		作業服(夏上衣)	2	60			作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(スポン)	2	60			作業服(スポン)	2	60

略					
公園	自然環境保	作業服(上衣)	2	60	
自然	全担当及び自	作業服(夏上衣)	2	60	
課	然公園担当の	作業服(スポン)	2	60	
	職員のうち常	キャラバンシューズ	1	36	
	時現地で業務	ヤッケ	1	36	
	に従事する職	防寒服	1	60	
	員				
砂丘	常時現地で	作業服(上衣)	2	60	
事務	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60	
所	る職員	作業服(スポン)	2	60	
		作業服(夏スポン)	2	60	
		作業服(ベスト)	2	60	
		防寒服	1	60	
		防寒スポン	1	60	
		トレッキングシューズ	1	36	
		ヤッケ	1	36	
		ゴム製半長靴	1	60	
くら	くらしの安	作業服(上衣)	2	60	
しの	全担当の職員	作業服(夏上衣)	2	60	
安心	のうち計量器	作業服(スポン)	2	60	
推進	等の検査の業	安全靴	1	48	
課	務に従事する				
	職員				
略					
森	常時現地で	作業服(上衣)	2	60	
林	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60	
・	る職員	作業服(スポン)	2	60	
業		ヤッケ	1	36	
室		キャラバンシューズ	1	36	
略					
八頭	1 農林局農	作業服(上衣)	2	60	
総合	業振興課の	作業服(夏上衣)	2	60	
事務	職員(地域	作業服(スポン)	2	60	
所	整備室の職	ゴム製半長靴	1	36	
	員を除	雨合羽	1	36	
	く。)のう	防寒服	1	36	
	ち常時現地				

推	の業務に従事	安全靴	1	48	
進	する職員				
課					
略					
公園	自然環境保	作業服(上衣)	2	60	
自然	全担当及び自	作業服(夏上衣)	2	60	
課	然公園担当の	作業服(スポン)	2	60	
	職員のうち常	キャラバンシューズ	1	36	
	時現地で業務	ヤッケ	1	36	
	に従事する職	防寒服	1	60	
	員				
林政	常時現地で	作業服(上衣)	2	60	
課	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60	
	る職員	作業服(スポン)	2	60	
		ヤッケ	1	36	
		キャラバンシューズ	1	36	
森	常時現地で	作業服(上衣)	2	60	
保	業務に従事す	作業服(夏上衣)	2	60	
全	る職員	作業服(スポン)	2	60	
課		ヤッケ	1	36	
		キャラバンシューズ	1	36	
略					
八頭	1 農林局農	作業服(上衣)	2	60	
総合	業振興課の	作業服(夏上衣)	2	60	
事務	職員のうち	作業服(スポン)	2	60	
所	常時現地で	ゴム製半長靴	1	36	
	業務に従事	雨合羽	1	36	
	する職員				

	で業務に従事する職員				
	略				
	5 所長、局長及び農林局林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	6 略				
中部	略				
総合事務所	11 農林局 <del>模</del> 基盤整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	略				
総合療育センター	2 医長及び医師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) 白衣(ズボン)	2 1 2	24 24 24	
	略				
	4 理学療法士の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) トレーニングパンツ 布製シューズ	2 2 2 1	24 24 24 24	
	5 作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士の職務に従事する職員	トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製シューズ	2 2 1	24 24 24	
	略				
	7 衛生技師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) 白衣(ズボン)	2 2 2	24 36 24	
	8 薬剤師の	白衣	2	24	

	略				
	5 所長及び農林局林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	6 略				
中部	略				
総合事務所	11 農林局 <del>大</del> 規模基盤整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
	略				
総合療育センター	2 医長及び医師の職務に従事する職員	白衣	2	24	
	略				
	4 理学療法士、作業療法士及び理学療法士の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖) トレーニングパンツ 布製シューズ	2 2 2 1	24 36 60 24	
	5 言語聴覚士及び臨床心理士の職務に従事する職員	トレーニングシャツ トレーニングパンツ 布製シューズ	2 2 1	60 60 24	
	略				
	7 衛生技師の職務に従事する職員	白衣 白衣(半袖)	2 2	24 36	
	8 薬剤師の	白衣	2	24	

	職務に従事する職員	白衣(半袖)	2	36	
		白衣(ズボン)	2	24	
略					
略					
家畜保健衛生所	1 衛生指導係及び防疫担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
略					
略					
水産試験場	1 略				
	2 第1鳥取丸の乗組員	作業服(上衣)	2	24	
		作業服(夏上衣)	2	24	
		作業服(ズボン)	2	12	
		防寒服	1	36	
		防寒ズボン	1	36	
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	12	
		ゴム製半長靴	1	12	
		作業帽	1	12	図9のとおり
	3 生産技術室及び増殖技術室の業務に従事する職員	白衣	2	60	
		作業服(上衣)	2	60	
		作業服(夏上衣)	2	60	
		作業服(ズボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
とっとり賀露かにっこ館	常時現地で業務に従事する職員	トレーニングシャツ	2	24	
		作業服(ズボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		ゴム製半長靴	1	36	
略					

	職務に従事する職員	白衣(半袖)	2	36	
略					
略					
家畜保健衛生所	1 衛生指導係及び防疫係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略			
略					
略					
水産試験場	2 第1鳥取丸の乗組員	作業服(上衣)	2	24	
		作業服(夏上衣)	2	24	
		作業服(ズボン)	2	12	
		防寒服	1	36	
		防寒ズボン	1	36	
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	12	
		ゴム製半長靴	1	12	
		作業帽	1	12	図9のとおり
栽培漁業センター	生産技術室及び増殖技術室の業務に従事する職員	白衣	2	60	
		作業服(上衣)	2	60	
		作業服(夏上衣)	2	60	
		作業服(ズボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
とっとり賀露かにっこ館	常時現地で業務に従事する職員	トレーニングシャツ	2	24	
		作業服(ズボン)	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		ゴム製半長靴	1	36	
略					

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第10号**

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。</u>）、<u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則（平成21年鳥取県規則第24号）第1条の規定により設置された会計局及び庶務集中局並びに労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。</u>）、<u>鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所をいう。</u></p>

<p><u>合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(健康管理区分の変更の申請)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、<u>当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、<u>当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(健康管理区分の変更の申請)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、<u>総務部長が別に定める報告書を添えて、これを産業医に送付しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 産業医は、前項の申請書の送付を受けたときは、<u>意見を付して、前項の報告書とともに、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、<u>総務部長が別に定める報告書を添えて、これを産業医に送付しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 産業医は、前項の報告書の送付を受けたときは、<u>意見を付して、前項の報告書とともに、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>
--	---

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第11号**

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

鳥取県統計調査調整規程（昭和34年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、「統計調査」とは、県が独自に又は国若しくは他の団体から委託されて個人又は市町村その他の団体に対し様式を示して一定の時点又は期間について行う調査であって、その結果を用いて統計を作成することを目的とするものをいう。ただし、<u>統計法（平成19年法律第53号）</u>に基づく<u>基幹統計調査、一般統計調査及び対象が県の機関又は職員に限られた調査を除く。</u></p> <p>2 この規程において、「課長」とは、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）<u>第6条</u>の規定により設置された課（これに相当するものを含む。）の長をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、「統計調査」とは、県が独自に又は国若しくは他の団体から委託されて個人又は市町村その他の団体に対し様式を示して一定の時点又は期間について行う調査であって、その結果を用いて統計を作成することを目的とするものをいう。ただし、<u>統計法（昭和22年法律第18号）</u>に基づく<u>指定統計調査及び対象が県の機関又は職員に限られた調査を除く。</u></p> <p>2 この規程において、「課」とは、鳥取県行政組織規則（昭和39年<u>3月</u>鳥取県規則第13号）<u>第6条第1項</u>の規定により設置された課及び鳥取県出納局設置規則（昭和43年6月鳥取県規則第51号）<u>第1条</u>の規定により設置された出納局をいう。</p> <p><u>3 この規程において、「課長」とは、課の長をいう。</u></p>
<p>（届出を要する統計の取扱い）</p> <p>第4条 統計課長は、<u>前条第1項</u>の規定により合議を受けた統計調査が<u>統計法第24条第1項</u>の規定により<u>総務大臣</u>に届出を要するものであるときは、その旨を当該課長に通知しなければならない。</p>	<p>（届出統計の取扱い）</p> <p>第4条 統計課長は、<u>第3条第1項</u>の規定により合議を受けた統計調査が<u>統計法第8条第1項</u>の規定により届出を要するものであるときは、その旨を当該課長に通知しなければならない。</p>
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">統計調査実施合議書</p> <p>統計課長 様</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">統計調査実施合議書</p> <p>統計課長 様</p>

<p style="text-align: center;">統計調査の名称                      課長名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 50%;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;">13</td> <td style="width: 20%;">公表の期日</td> <td style="width: 20%;">年 月 日</td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">統計調査変更合議書</p> <p>統計課長 様</p> <p style="text-align: right;">課長名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 100%;">略</td></tr> </table> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">統計調査中止（廃止）届出書</p> <p>統計課長 様</p> <p style="text-align: right;">課長名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 100%;">略</td></tr> </table>	略	略	13	公表の期日	年 月 日	略	略	略	<p style="text-align: center;">統計調査の名称                      部課長名                      印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 50%;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;">13</td> <td style="width: 20%;">公表の期日</td> <td style="width: 20%;">昭和 年 月 日</td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">統計調査変更合議書</p> <p>統計課長 様</p> <p style="text-align: right;">課長名                      印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 100%;">略</td></tr> </table> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">統計調査中止（廃止）合議書</p> <p>統計課長 様</p> <p style="text-align: right;">課長名                      印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 100%;">略</td></tr> </table>	略	略	13	公表の期日	昭和 年 月 日	略	略	略
略																	
略	13	公表の期日	年 月 日														
略																	
略																	
略																	
略																	
略	13	公表の期日	昭和 年 月 日														
略																	
略																	
略																	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。